

ご存知ですか？

災害にあったときの給付について

組合員やその被扶養者が地震、火災、台風や豪雨などの災害によって、住居や家財に損害を受けたときは「**災害見舞金**」、災害や交通事故など予測のつかない事故などで死亡したときは「**弔慰金**」「**家族弔慰金**」を受けることができます。

災害見舞金

災害により住居や家財に損害を受けたときに、損害の程度に応じて共済組合から災害見舞金を受けられます。

●災害見舞金の額

標準報酬の月額に災害の程度に応じた月数を乗じた額



損 害 の 程 度		月 数
● 住居および家財の全部が焼失、または滅失したとき。 ● 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		3月
● 住居および家財の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき。 ● 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 ● 住居または家財の全部が焼失し、または滅失したとき。 ● 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		2月
● 住居および家財の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき。 ● 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 ● 住居または家財の2分の1以上が焼失し、または滅失したとき。 ● 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		1月
● 住居または家財の3分の1以上が焼失し、または滅失したとき。 ● 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		0.5月
● 平屋建の家屋が浸水し、 損害の認定が困難なとき。	床上120cm以上	1月
	床上30cm以上	0.5月

災 害 見 舞 品

- 災害見舞金が標準報酬の月額の2ヵ月分以上支給されている場合は、生活必需品（被服、寝具、その他）の購入資金として、50,000円が支給されます。
- 災害見舞金の給付が報酬の2ヵ月分に満たない場合で、災害が災害救助法の適用の要因となったときは、30,000円が支給されます。

弔慰金（家族弔慰金）

組合員または被扶養者が、災害や予測しがたい事故により死亡したときに、共済組合から弔慰金（家族弔慰金）を受けられます。

弔 慰 金

●弔慰金を受けられる人

組合員の遺族

●弔慰金の額

標準報酬の月額の1ヵ月分の額

家 族 弔 慰 金

●家族弔慰金を受けられる人

組合員

●家族弔慰金の額

標準報酬の月額の1ヵ月分の70%の額